

「松戸市業務改革（ＢＰＲ）支援業務委託に関するプロポーザル」において提出がありました質問書について、下記のとおり回答します。

実施要領

N0.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	1頁 業務の目的について	業務改革（ＢＰＲ）における目標値等をご教示いただけますでしょうか。	具体的な目標値等については、選定する対象業務によりますが、業務改善に伴う作業時間の削減や市民サービスの向上等の効果が重要と考えております。
2	1頁 2.(1) 業務場所について	松戸市指定の場所とは、松戸市役所を想定されておりますでしょうか。また、実証については必要に応じて貴所の職務スペースにて実施させて頂くことは可能でしょうか？	基本的に、松戸市役所（支所や関連施設を含む）を想定しております。また、実証に要するスペースについては、その実証内容なども踏まえて、相談となります。
3	2頁 6 参加資格・参加申し込み方法等について	実績の中に都道府県や複数市町村連携での取り組みを含んでもよろしいでしょうか。	人口20万人以上の自治体であれば含めても構いません。
4	5頁 9 提案方法等について	企画提案書は（様式7を表紙とし、A4版で20頁以内の様式自由とする。）とありますが、様式7を表紙に埋め込む形でパワーポイント形式のファイルとして提出しても良いでしょうか？	左記の形式で問題ございません。
5	5頁 9.(3) 企画提案書の頁数の考え方について	イ企画提案（様式7を表紙とし、A4版で20頁以内の様式自由とする。）とあるが、表紙・目次を含め20頁以内となるか。	表紙・目次を含めて、20頁以内として下さい。
6	5頁 9.(3) 企画提案について	企画提案の頁数について、様式7の表紙を除いて20頁以内の認識で相違ないか。	実施要領に関する質問N0.5のとおり
7	5頁 9.(3)①イ 提出書類の提出について	様式は自由とあるが横書き縦書きについても制限がない認識でよいか	左記の認識のとおりでございます。
8	7頁 9.(3)④ 提出期限について	提出期限の時刻は何時までか。	提出期限の時刻は17時までとします。
9	7頁 9.(3)① I (h) B P Rの実施支援について	具体的にどのような支援を想定されているかご教示いただきたい。	具体的な支援については、選定する業務にもよりますが、「仕様書 4頁（7）B P Rの実施支援」に記載した支援内容を想定しております。
10	8頁 9.(4)③ プレゼンテーション実施者について	プレゼンテーションの実施者に協力会社（再委託事業者）の業務実施担当者が参加することは可能か。	プレゼンテーションの実施者は、本業務を担当する業務実施責任者または業務実施担当者として下さい。また、協力会社等（再委託を予定する事業者）の従業員が参加することは可能ですが、その場合も出席者は3名以内となります。なお、本業務の一部を第三者に再委託する際は、契約時に再委託先及び再委託業務を記載した書面を市に提出し、承諾を得ることとなります。（仕様書 7頁9.(6)）
11	8頁 9.(4) プレゼンテーションについて	事業の一部を再委託する場合、再委託先の従業員の出席は可能でしょうか。	実施要領に関する質問N0.10のとおり
12	8頁 9.(4) プレゼンテーション担当者の提案書への記載について	⑥その他で、「提案書等に記載した担当者」とあるが、プレゼンテーション実施者（最大3名）を提案書等において明示するようになるのか。	プレゼンテーションを実施いただく業務実施責任者または業務実施担当者は、提案書の業務実施体制（要領内9(3) I (b)）で明示願います。
13	8頁 9 提案方法等について	プロジェクターに接続するためのHDMIケーブル等は貴市にてご用意いただける認識でよろしいでしょうか。	左記の認識のとおりでございます。

仕様書

NO.	質問項目	質問内容	回答
1	1頁 2 業務場所について	業務場所として定義されている「松戸市指定の場所」について、具体的な指定先を教えてください。	基本的に、松戸市役所（支所や関連施設を含む）を想定しております。
2	1頁 3 令和5年度全庁業務量調査について	令和5年度に実施した事業において、実施して良かった点や課題と捉えている点があれば、ご教示いただきたい。	良かった点は、令和5年度に実施した全庁業務量調査により、各所属の業務・作業を性質分類し整理できたことと考えております。 課題は、当該調査を今回の業務改革（BPR）支援業務委託に活用していく中で、職員への業務改革の必要性の理解促進を行いつつ、具体的な改善効果を図っていくことと考えております。
3	1頁 5 業務内容について	個人情報の取扱いは無いとの理解で相違ないか。（必要な場合は貴市においてマスキング等して提供いただくものとの理解で相違ないか。）	業務内容によっては、受託者による個人情報の取扱いが生じる場合もございます。
4	2頁 5. I (2) 「対象とする業務の選定」に記載の各所属について	可能であれば対象となる各所属をご教示いただきたい。	現時点では、松戸市役所の全所属のうち、水道事業及び病院事業並びに消防局、保育所、学校を除いた所属を想定しております。
5	2頁 5. I (2) 対象とする業務の選定について	ヒアリングを実施する際の各部署所属に対する案内、調整は貴所にて実施していただけるのか？	対象業務の選定におけるヒアリングの実施について、基本的には、各部署所属への案内、調整は本市で実施します。
6	2頁 5. I (2) 対象とする業務の選定について	事業開始後に施策導入効果を推定するべく、貴所において既に導入済または導入を予定されているICTツール等をご教示頂くことは可能でしょうか。	本市が導入している主なICTツール（契約事業者）は以下のとおりとなります。 ・ビジネスチャットツール：Mattermost（株式会社両備システムズ） ・AI-OCR：DX Suite（株式会社NTTデータ・エム・シー・エス） ・RPA：WinActor（株式会社NTTデータ・エム・シー・エス） ・会議録作成支援システム：ProVoXT（株式会社会議録研究所） ・電子申請システム：スマート申請システム（株式会社TKC） ※その他導入済、導入予定のICTツールについては、所管課と協議の上、本契約の締結後にお知らせいたします。
7	3頁 5. I (3) 詳細分析・設計業務について	算定に必要な現状コスト等の情報は業務実施時にご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	可能な範囲で提供します。
8	3頁 5. I . (4) 分析結果に基づく改善施策の検討について	ICTツールの活用について現状既に活用中のツール名を現段階で開示いただくことは可能か	仕様書に関する質問N0. 6のとおり
9	3頁 5. I . (4) 分析結果に基づく改善施策の検討について	貴市で使用しているICTツールの製品名を、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	仕様書に関する質問N0. 6のとおり
10	3頁 5. I (5) 実証実験・効果検証について	実証で使用するツールの諸費用は本事業予算範囲内で捻出する想定でしょうか。	左記の認識のとおりでございます。 本業務委託の実施要領「4頁 7. 提案限度額」に示した金額は、実証実験・効果検証に係る費用を含めた金額となります。
11	3頁 5. I (5) 実証実験・効果検証について	実証・効果検証を行う主体は各所管課になるか、受託者になるかご教示いただきたい。	基本的には、実証・効果検証を行う主体は受託者になります。
12	3頁 5. I (5) 実証実験・効果検証について	実証実験・効果検証の期間はヶ月以内の期間を想定していますが、宜しいでしょうか？	業務選定後、実証実験・効果検証の内容を踏まえ、受託者と協議し決定となりますが、その効果がきちんと検証できる期間を想定しております。
13	4頁 5. I (7) BPRの実施支援について	貴市導入済のRPAでの改善を実施する際は、専門の所管課様が開発をご担当されますか。	現在は、情報システム部門において、庁内で公募を行い効果分析をしたうえで、仕様書に関する質問N0. 6で示す関係事業者による適用を行っております。

NO.	質問項目	質問内容	回答
14	4頁 5. I (7) B P Rの実施支援について	改善フローで業務を実施する主体は原課様で、事業者は原課様をサポート、支援するという役割分担で認識相違ないでしょうか。	左記の認識のとおりでございます。
15	4頁 5. I (9) 改善手法の提供について	研修の開催にあたり、想定されている参加者数や参加者層（管理職、係長級、一般職員等）はございますか。	受託者と協議し、決定します。 （職員自らがB P R手法を活用し、継続的に業務手順を改善・更新する等、業務改善を自走化できる組織風土の醸成を目的とした中で、効率的効果的な参加者の範囲をご提案ください。）
16	5頁 5. II 推進会議のBPR推進等の運営支援の考え方について	推進会議のBPR推進（具体的な分析、効果、改善策等の実施を含む）、進捗管理、課題管理等の運営を支援するとは、会議において会議メンバーによる検討を円滑に行うための支援という認識でよいのか。	推進会議は、業務改善推進を目的として、所属単位及び庁内横断的な取組の検討等を行うものです。 推進会議の運営支援としては、 （１）推進会議（部会を含む）の運営の企画 （２）推進会議（部会を含む）の中でのB P R推進のための具体的な分析・効果・改善策等の実施、会議の進捗管理、課題管理等の運営支援となります。
17	5頁 5. II 庁内の業務改善実施に向けた推進会議（仮称）の運営支援について	貴所の業務実施体制の規模感はどのくらいを想定されておりますでしょうか（各部会ごとの人員、参加される職員の役職等）？また、会議の想定頻度や、一回当たりの会議の想定所要時間などがございましたらお聞かせください。	受託者と協議し、決定します。 （推進会議（各部会を含む）を、効率的効果的に運営できる規模感、会議の頻度、1回当たりの会議の所要時間をご提案ください。）
18	6頁 7 提出書類（成果品含む）⑦その他業務等の過程で収集・作成・整理した図表等の資料	「図表等の資料については、特に指定があるものを除き」と記載がありますが、MicrosoftOffice以外のファイル形式以外であれば、事前にご教示いただきたい。	基本的には、MicrosoftOfficeのファイル形式を想定しております。
19	6頁 8 支払いについて	業務完了検査の期日・支払の期日を教えていただけないか。	業務完了検査の期日・支払の期日は、受託者より業務完了報告書を受領し、検査合格後、請求を受けてから25日以内に契約代金を支払う予定です。
20	6頁 9.(1) 契約書について	契約形態は請負契約と想定しているが認識に相違ないか。	左記の認識のとおりでございます。
21	6頁 9.(1) 契約書について	契約保証金は無いとの理解で相違ないか。	以下、契約保証金に係る契約書（案）の一部抜粋です。 契約の保証について、受託者は、契約締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、(4)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証 (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。 3 第1項の規定により、受託者が同項(2)又は(3)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項(4)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額を減額することができる。